

第3期 薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和7年3月
薩摩川内市



計画策定の趣旨

計画策定の背景

我が国では、少子化が急速に進行し、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。こうした中、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」が設置され、さらに、令和 5 年 12 月に「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

本市では、令和 2 年 3 月に「第 2 期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指し施策を推進してきましたが、令和 6 年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第 3 期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困の解消に向けた対策についても包含した計画として策定します。

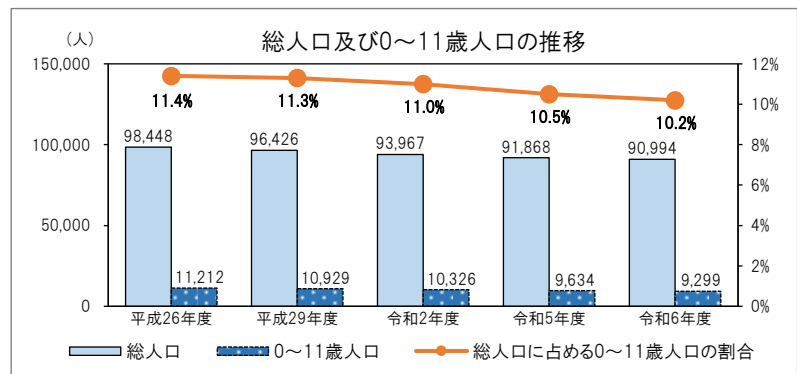
また、本市のまちづくりの基本となる「薩摩川内市総合計画」を上位計画として、ほかの関連する計画と整合性を図りながら推進します。

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

本市の子育ての現状

総人口及び 0～11 歳人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和 6 年度は 90,994 人となっています。また、0～11 歳人口も減少傾向にあり、総人口に占める 0～11 歳人口の割合は、令和 5 年度以降は 10% 程度で推移しています。

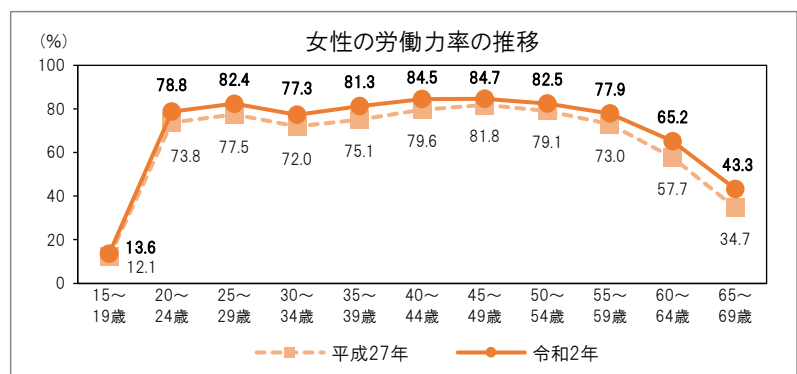


資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

女性の労働力率の推移

本市の女性の労働力率は、子育て世代と考えられる 30 歳～34 歳が最も低くなり、再び増加する M 字カーブを描いています。全ての年代で労働力率は上昇傾向にあります。

※労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合



資料：国勢調査

計画の基本的な考え方

基本理念

第2期計画においては、国の指針などと併せて、「薩摩川内市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」の考え方を基に、「子育て支援体制の充実による子育てしやすいまちづくり」を基本理念として、子育て支援に関する様々な施策に取り組んできました。

本計画においては、第3次薩摩川内市総合計画の子育て支援・保育における施策方針を踏まえ、子どもが健やかに成長することができるよう様々なニーズに応じた子育てしやすい環境づくりを目指して、「多様なニーズに応じた子育て支援と保育サービスの充実」を基本理念として計画を推進していきます。

多様なニーズに応じた子育て支援と保育サービスの充実

基本的な施策の目標

基本理念の実現に向けて、次の6つを基本目標として定め、施策の展開を図ります。

（1）地域における子育て支援

児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実及び支援ネットワークづくり、認定こども園や保育所、地域型保育事業等の計画的な提供体制の確保に努め、待機児童の解消を目指します。また、地域資源を活用した児童の健全育成の取組、地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスを支援します。

（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを安心して産み育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全で快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理・指導を強化する取組を推進します。

（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取組を推進するとともに、子どもを産み育てる喜びを実感できる環境の整備を推進します。

（4）子ども等の安全の確保

近年、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

（5）要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待防止対策やヤングケアラー対策の充実、母子・父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実などを、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築を図り推進します。

（6）家庭の子育て力を高めるための支援

地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合い、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の子育て力を高める支援を行います。

提供区域の設定

教育・保育

第2期計画の3つの区域設定を引き継ぎ、川内地域からなる「川内区域」、樋脇・入来・東郷・祁答院の地域からなる「東部区域」、甑島地域の「甑島区域」で設定します。

地域子ども・子育て支援事業

事業内容や性質的な立場から、特に区域を分けて事業を展開して行っていないため、「市内全域」を1つの区域で設定します。

教育・保育の提供区域の設定



教育・保育の充実

教育・保育の認定区分

教育・保育を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づきそれぞれの施設や事業を利用することができます。

認定区分		利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	保育所、認定こども園等
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	保育所、認定こども園、地域型保育事業

教育・保育事業を実施する施設等

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
地域型保育事業	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。 ①小規模保育、②家庭的保育（保育ママ）、③事業所内保育、④居宅訪問型保育の4種類があります。

教育・保育必要量の見込みと確保方策

ニーズ調査を目的としたアンケートの結果や、現在実施している各事業の実績、幼児教育・保育の無償化、対象者に対する意向調査を踏まえて意向が反映されるよう、各年度の必要な事業の見込量を算出しました。

今後とも利用希望者の動向や地域の状況を注視しながら、量の見込みの確保に努めます。

量の見込みと確保の内容（市内全域）

※提供区域は、3つの区域ですが、ここでは市内全域分を掲載します。

量の見込みは、国の手引きに基づく算出方法にてアンケート調査の結果や推計児童数をもとに算出しています。推計児童数は、令和2年から令和6年の人口をもとにコーホート変化率法を用いて算出していますが、おおむね減少傾向となっているため量の見込みも減少傾向となっています。

確保方策は、1号認定については今後需要量が増加した場合でも十分に対応できる見通しです。2号認定と3号認定については、今後の施設数の増加や利用定員の減少、保育ニーズの増加等を踏まえ、おおむね横ばいで確保していきます。

1号認定 幼稚園、認定こども園【3歳～5歳／教育】

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	721	697	671	627	621
1号認定（新2号認定無し）	383	370	355	331	329
新2号認定（教育ニーズ）	338	327	316	296	292
②確保の内容（利用定員数）	1,276	1,245	1,246	1,246	1,246
②－① 過不足	555	548	575	619	625

2号認定 保育所、認定こども園等【3歳～5歳／保育】

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,547	1,499	1,450	1,363	1,354
②確保の内容（利用定員数）	1,354	1,347	1,328	1,322	1,323
②－① 過不足	-193	-152	-122	-41	-31

3号認定 保育所、認定こども園、地域型保育事業【0歳～2歳／保育】

（単位：人）

区 分	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	132	530	553	128	519	544	125	506	527	122	495	511	119	482	497
②確保の内容（利用定員数）	291	468	529	289	468	529	297	469	528	296	467	527	296	467	526
②－① 過不足	159	-62	-24	161	-51	-15	172	-37	1	174	-28	16	177	-15	29

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の状況に応じて行う 19 事業があります。

本市では、ニーズ調査を目的としたアンケートの結果や、現在実施している各事業の実績、幼児教育・保育の無償化、対象者に対する意向調査を基に、事業ごとに必要な事業の見込量を算出しました。

今後とも利用希望者の動向を注視しながら、各事業のニーズに応じた支援の確保・充実を図ります。

事業名		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者支援事業		量の見込み	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		確保の内容	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。							
②延長保育事業		量の見込み	1,186人	1,180人	1,174人	1,168人	1,162人
		確保の内容	1,250人	1,250人	1,250人	1,250人	1,250人
保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。							
③放課後児童健全育成事業		量の見込み	1,706人	1,703人	1,700人	1,697人	1,694人
		確保の内容	1,750人	1,750人	1,750人	1,750人	1,750人
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。							
④子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)		量の見込み	59人日	59人日	59人日	59人日	59人日
		確保の内容	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。							
⑤妊産婦、新生児及び未熟児に対する 訪問指導事業		量の見込み	409人	402人	395人	388人	381人
		確保の内容	420人	420人	420人	420人	420人
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。							
⑥養育支援訪問事業		量の見込み	62人	62人	62人	62人	62人
		確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。							
⑦地域子育て支援センター事業		量の見込み	34,732人回	36,469人回	38,292人回	40,207人回	42,217人回
		確保の内容	36,000人回	40,000人回	40,000人回	43,000人回	43,000人回
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。							
⑧一時預かり事業	幼稚園型	量の見込み	56,295人日	59,110人日	62,066人日	65,169人日	68,427人日
		確保の内容	57,000人日	60,000人日	63,000人日	66,000人日	69,000人日
	一般型	量の見込み	2,388人日	2,467人日	2,548人日	2,632人日	2,719人日
		確保の内容	2,600人日	2,600人日	2,700人日	2,800人日	2,800人日
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった者について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。							
⑨病児・病後児保育事業		量の見込み	1,185人日	1,244人日	1,306人日	1,371人日	1,440人日
		確保の内容	1,300人日	1,300人日	1,500人日	1,500人日	1,500人日
病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。							

事業名		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
⑩ファミリー・サポート・センター事業		量の見込み	1,653 人日	1,736 人日	1,823 人日	1,914 人日	2,010 人日	
		確保の内容	2,000 人日	2,000 人日	2,100 人日	2,100 人日	2,100 人日	
小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。								
⑪妊婦・乳幼児健康診査事業		量の見込み	7,652 人回	7,514 人回	7,379 人回	7,246 人回	7,116 人回	
		確保の内容	7,700 人回	7,700 人回	7,700 人回	7,700 人回	7,700 人回	
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。								
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		量の見込み	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日	
		確保の内容	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等の一部を助成する事業です。								
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業		量の見込み	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	
		確保の内容	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	
地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。								
⑭子育て世帯訪問支援事業		量の見込み	8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯	
		確保の内容	8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯	
家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、抱えている不安等を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。								
⑮児童育成支援拠点事業		量の見込み	要保護児童対策地域協議会の中で関係機関の連携を図りつつ、生活困窮者自立支援事業で学習支援居場所づくりを行っています。国の補助がある任意の事業であり、今後は必要に応じて事業の検討を行います。					
		確保の内容						
養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等、状況に応じた支援を包括的に行う事業です。								
⑯親子関係形成支援事業		量の見込み	国の補助がある任意の事業ですが、現時点では実施予定はありません。今後は必要に応じて事業の検討を行います。					
		確保の内容						
子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行う事業です。								
⑰妊婦等包括相談支援事業		量の見込み	1,740 回	1,709 回	1,679 回	1,649 回	1,618 回	
		確保の内容	1,740 回	1,709 回	1,679 回	1,649 回	1,618 回	
妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。								
⑱乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）		0 歳児	量の見込み	18 人日	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日
			確保の内容	18 人日	18 人日	18 人日	18 人日	18 人日
		1 歳児	量の見込み	18 人日	18 人日	18 人日	18 人日	18 人日
			確保の内容	18 人日	18 人日	18 人日	18 人日	18 人日
		2 歳児	量の見込み	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日
			確保の内容	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日
乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため面談並びに情報提供、助言やその他の援助を行う事業です。								
⑲産後ケア事業		量の見込み	634 人日	634 人日	634 人日	634 人日	634 人日	
		確保の内容	634 人日	634 人日	634 人日	634 人日	634 人日	
出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。								

子どもの貧困の解消に向けた対策

背景

令和4年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、約9人に1人の子どもが経済的に貧困の状況にあります。

国では、令和6年6月の法改正により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぎ、貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのない社会の実現に向けて推進することとなりました。

本市においても、国の子どもの貧困の解消に向けた対策に基づいて、今後、子育て家庭における困窮状況を把握し、支援体制を整備していきたいと考えています。

本市の現状と取組

- 本市の児童扶養手当受給世帯は1,000世帯弱となっており、また、同手当の受給世帯の所得額の平均は120万円程度となっています。
- 児童扶養手当受給世帯全体の子ども的人数は約1,500人で、そのうち所得額が平均未満の世帯の子ども割合は半数を超えています。
- 生活保護世帯は700世帯を超えており、そのうち母子世帯が約4%となっています。

主な取組

ひとり親家庭等医療費助成	子ども医療費給付
就学援助	児童扶養手当
生活保護	小・中学校文化活動出場補助金
甞アイトド ウォツング 事業補助金	英語技能検定試験検定料助成制度
らく楽算数教室	校外活動補助金
遠距離児童生徒通学費支給制度	

専門的な支援の充実

児童虐待防止対策の充実

- ①子どもの権利擁護の推進
- ②児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等
- ③関係機関との連携及び相談体制の強化
- ④社会的養護施策との連携

母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- ①子育て・生活支援
- ②就業支援
- ③経済的支援

障害児施策の充実

- ①保健、福祉、医療、教育分野における関係機関の連携強化と情報共有を推進し、乳幼児に対する一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- ②関係機関との連携を深めながら、年齢や障害等のそれぞれの状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

子どもや保護者の健康の確保

妊婦及び乳幼児に対する健康診査及び歯科健診の支援や母子保健に関する知識の情報提供、そして妊産婦等への個別的な保健指導や相談を行い、子どもや保護者の健康の確保に努めます。

【主な取組】「妊産婦健診」、「養育医療」、「新生児訪問」、「産後ケア事業」、「養育支援訪問事業」等

職業生活と家庭生活との両立の推進

- ①仕事と生活の調和の実現に向けた広報、啓発
- ②仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の推進



第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画 【概要版】 令和7年3月

薩摩川内市 保健福祉部 子育て支援課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号 TEL(0996)23-5111 FAX(0996)20-5570